

次世代 AI 株式戦略ファンド

追加型投信／内外／株式

次世代AI株式戦略ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年8月10日に関東財務局長に提出しており、2026年8月11日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 塩川 克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

目 次	1
第一部【証券情報】	2
（１）【ファンドの名称】	2
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】	2
（３）【発行（売出）価額の総額】	2
（４）【発行（売出）価格】	2
（５）【申込手数料】	3
（６）【申込単位】	3
（７）【申込期間】	3
（８）【申込取扱場所】	3
（９）【払込期日】	3
（１０）【払込取扱場所】	3
（１１）【振替機関に関する事項】	4
（１２）【その他】	4
第二部【ファンド情報】	5
第１【ファンドの状況】	5
第２【管理及び運営】	31
第３【ファンドの経理状況】	38
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	65
第三部【委託会社等の情報】	66
第１【委託会社等の概況】	66

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

次世代 AI 株式戦略ファンド
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1 口当たり 1 円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である SBI 岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3,000 億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上 1 万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

(5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

2026 年 8 月 11 日から 2027 年 2 月 8 日まで

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

- ◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	あり ()
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式 一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年 2 回	目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でご覧いただけます。

■ ファンドの特色

- 1 | 以下の投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の取引所に上場している次世代AI[※]関連企業の株式(これに準ずるものを含まます。)に投資します。

※次世代AIとは、高度な能力を備え、進化するAI技術を指します。

- BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
＜運用会社＞ BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
(投資対象とする「BNPパリバ・次世代AI関連株式マザーファンド」の投資顧問会社)
アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッド
- マネー・リクイディティ・マザーファンド



BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社は、欧州の大手金融グループであるBNPパリバの資産運用部門の一員として、グループのもつ最先端の金融技術と提案力、豊富な資金力と高い格付けに裏付けられた信用力を背景に、日本のお客様のニーズに応じた革新的かつ高度な金融サービスを提供しています。

アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッドは、BNPパリバ・アセットマネジメントのロンドン拠点です。

同拠点到籍を置くテーマ株投資の専門チームは、構造的な成長テーマにフォーカスした先進的な投資戦略を展開しており、特にテクノロジーやイノベーション分野で豊富な実績を有します。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、組入候補銘柄から、企業調査などにより、中長期的な業績拡大によって株価上昇が見込まれる銘柄を選定します。

「BNPパリバ・次世代AI関連株式マザーファンド」の運用プロセス



※通常、時価総額20億米ドル以下の企業や、アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッドのセクター・ポリシーやESG基準を満たさない企業は除く

※上記運用プロセスおよび銘柄数は、今後変更になる場合があります。

3 BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

年2回、5月および11月の各月の9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

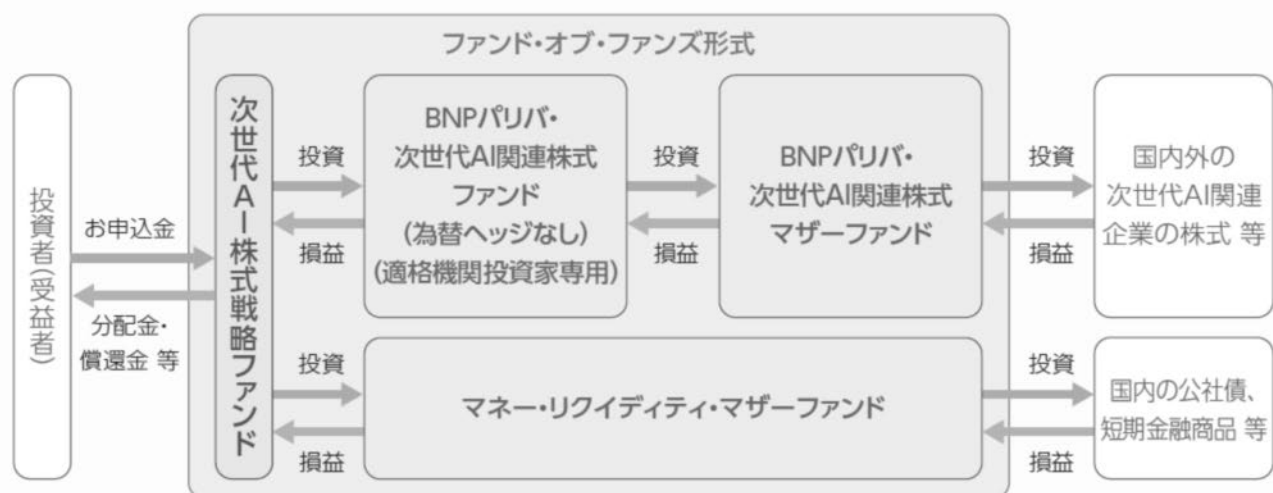
2025 年 6 月 9 日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

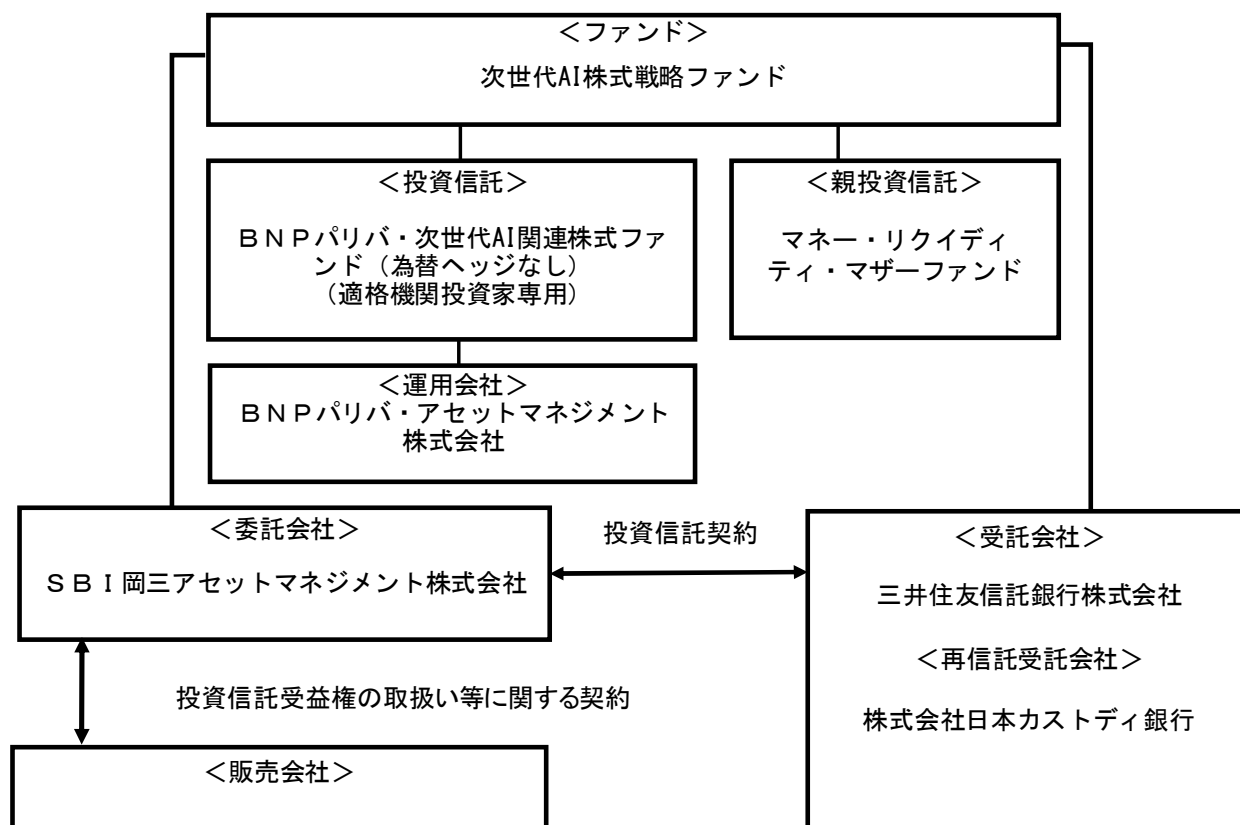
■ ファンド・オブ・ファন্ズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファন্ズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファন্ズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託証券の運用会社	投資対象とする投資信託証券の運用を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2026 年 5 月末日現在）

◆ 資本金

1 億円

◆ 委託会社の沿革

1964 年 10 月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
2008 年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023 年 7 月 1 日	商号を「S B I 岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
S B I グローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	577,400 株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	554,701 株	49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 以下の投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の取引所に上場している次世代 AI*関連企業の株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。

※次世代 AI とは、高度な能力を備え、進化する AI 技術を指します。

- ・BNPパリバ・次世代 AI 関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

ロ. ポートフォリオの構築にあたっては、組入候補銘柄から、企業調査などにより、中長期的な業績拡大によって株価上昇が見込まれる銘柄を選定します。

ハ. BNPパリバ・次世代 AI 関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ニ. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券※のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

※別に定める投資信託証券とは以下のものをいいます。

- ・BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) ファンドが投資する投資信託証券の概要

BNPパリバ・次世代 AI 関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

運用会社	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	BNPパリバ・次世代 AI 関連株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」）の受益証券
投資態度	①主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④マザーファンドの運用にあたっては、アクサ・インベストメント・マネージャーズ UK リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。） ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ③有価証券先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引は行いません。 ④有価証券の空売りは行いません。 ⑤信用取引は行いません。 ⑥資金の借入れは信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑦上記にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑧投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
マザーファンドの投資顧問会社（運用権限の委託先）	アクサ・インベストメント・マネージャーズ UK リミテッド
マザーファンドの投資対象	主として、日本を含む世界各国の取引所に上場している次世代 AI 関連企業（下記に定義しています）の株式（預託証券（DR）を含みます。以下同じ。）
マザーファンドの投資態度	①主として、次世代 AI の発展およびその応用がもたらす成長機会に着目し、その AI 技術を開発あるいは活用する世界の株式市場に上場する企業（本ファンドにおいて「次世代 AI 関連企業」といいます。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。 なお、次世代 AI とは、高度な能力を備え、進化する AI 技術を指します。 ②ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針で行うことを基本とします。 イ) 日本を含む世界の金融商品取引所に上場している株式のうち、次世代 AI 技術の発展に資する企業を主な投資対象とします。 ロ) 次世代 AI の発展や業界トレンドを考慮し、中長期的な成長が期待できる企業を組入候補銘柄として選定します。 ハ) 選定した組入候補銘柄から、運用会社独自の企業調査機能などを活

	用し、中長期的な業績拡大によって株価上昇が見込まれる銘柄に投資します。 ③株式の組入比率は、原則として高位に維持します。 ④運用にあたっては、アクサ・インベストメント・マネージャーズ UK リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。） ⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ③有価証券先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引は行いません。 ④有価証券の空売りは行いません。 ⑤信用取引は行いません。 ⑥上記にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑦投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
決算日	年 1 回 毎年 4 月 15 日（同日が休業日の場合は翌営業日） 初回決算日：2026 年 4 月 15 日
収益分配方針	毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（繰越欠損補填後、評価益を含む）等の全額とします。 ②分配金額は運用会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、運用会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	投資信託証券の純資産総額に対し、年 0.5335%（税抜 0.485%）の率を乗じた金額とします。 [配分] 運用会社 年 0.495 %（税抜 年 0.45 %） 受託会社 年 0.033 %（税抜 年 0.03 %） 販売会社 年 0.0055%（税抜 年 0.005%） ※マザーファンドの投資顧問会社（運用権限の委託先）への報酬が含まれています。
その他費用	監査法人に支払うファンドの監査費用、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

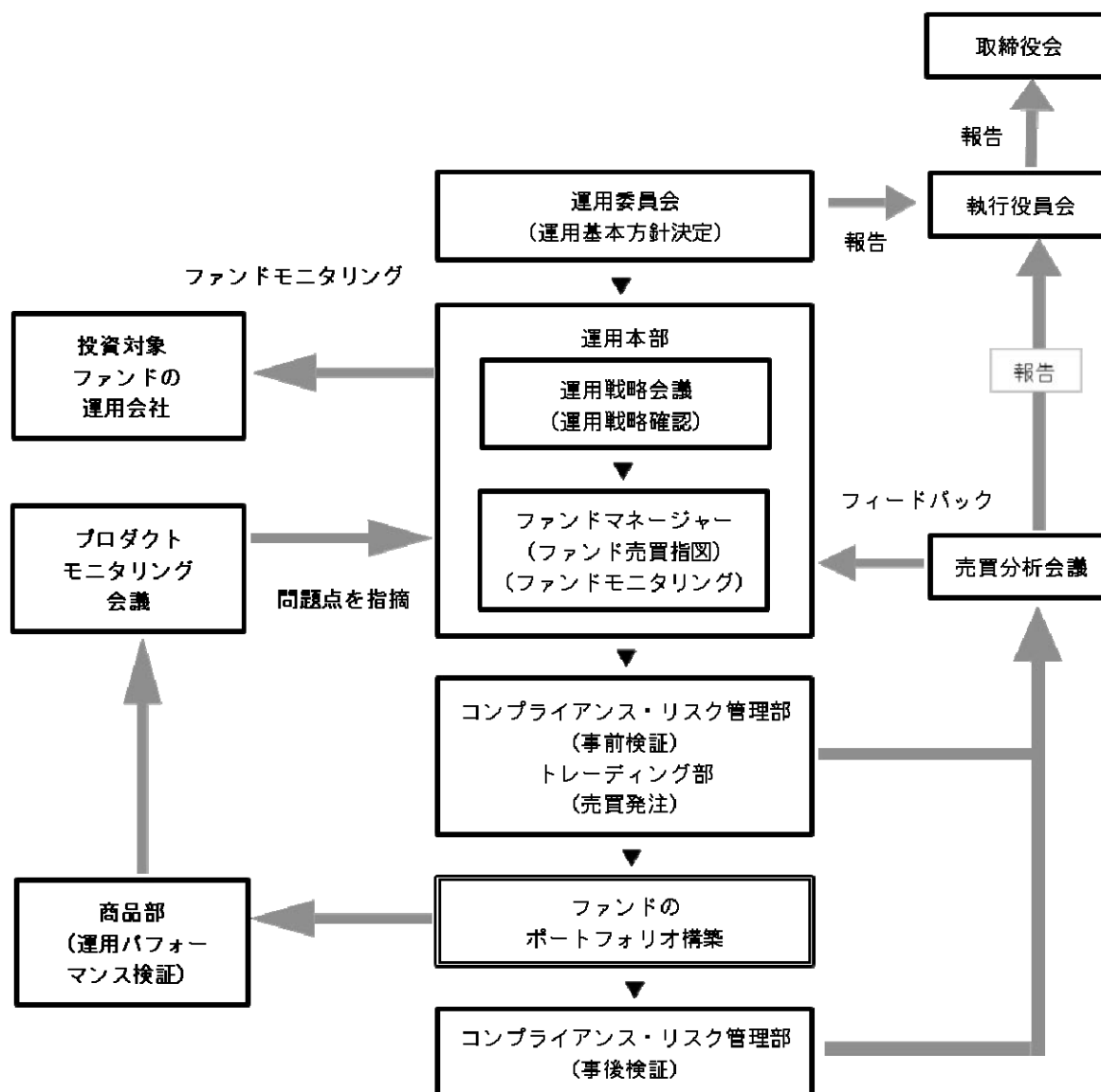
マネー・リクイディティ・マザーファンド

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2 格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	① 株式への投資は行いません。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 7 月 17 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月 1 回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月 1 回開催)	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。
プロダクトモニタリング会議 (月 1 回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議 (月 1 回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月 1 回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (4～6 名程度)	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (4～6 名程度)	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 (10～12 名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。 また、投資対象ファンドとしての適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※ 運用体制等につきましては、2026 年 5 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

- 年 2 回、5 月および 11 月の各月の 9 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、親投資信託の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

- b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

- c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5) 【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 特定の業種・テーマへの集中投資に係るリスク

ファンドは、特定の業種・テーマに関連する企業の株式を組み入れます。そのため、市場全体の値動きと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

＜投資リスクに対する管理体制＞（2026 年 5 月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、一般社団法人資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

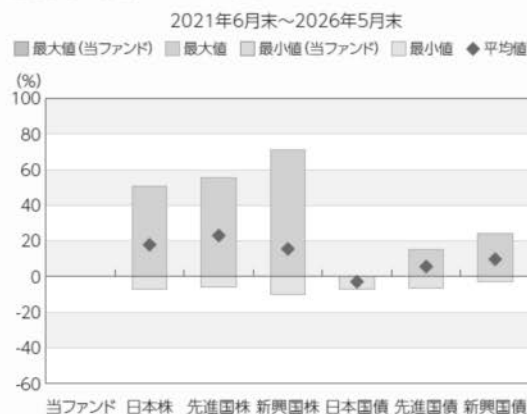
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
* 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	—	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	—	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
* 決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.2925%（税抜 1.175%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.385%（税抜 0.35%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.880%（税抜 0.80%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.0275%（税抜 0.025%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

<実質的な信託報酬の総額>

「BNPパリバ・次世代 AI 関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に年率 0.5335%（税抜 0.485%）を乗じて得た額です。

「マネー・リクイディティ・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「BNPパリバ・次世代 AI 関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」を組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.826%（税抜 1.66%）程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。
 - ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0132%（税抜 0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
 - ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

①収益分配金の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税等 15.315%、地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

②解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益（譲渡益）は、譲渡所得として、20.315%（所得税等 15.315%、地方税 5%）

の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%の税率による源泉徴収が行われます。

③損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りです。）および特定公社債等の利子所得との損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISA は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税等 15.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合は、コース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<普通分配金、元本払戻金（特別分配金）について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

■ その他

- ・ 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記の内容は 2026 年 5 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年11月11日～2026年5月11日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.86%	1.30%	0.56%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2026 年 5 月 29 日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

次世代A I 株式戦略ファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	87,701,776,289	99.06
親投資信託受益証券	日本	117,019,075	0.13
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	717,452,691	0.81
合計（純資産総額）		88,536,248,055	100.00

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	294,703,018	70.34
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	124,260,031	29.66
合計（純資産総額）		418,963,049	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

次世代A I 株式戦略ファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	BNPパリバ・次世代A I 関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（	55,280,035,480	1.4617	80,802,827,861	1.5865	87,701,776,289	99.06
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・リクイディティ・マザーファンド	116,251,814	1.0063	116,984,200	1.0066	117,019,075	0.13

(種類別投資比率)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.06
親投資信託受益証券	0.13
合計	99.19

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
----	------	----	-----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------	------	-----------------

1	日本	国債証券	第1365回国 庫短期証券	40,000,000	99.99	39,997,500	99.99	39,997,500	—	2026年6 月1日	9.55
2	日本	国債証券	第1366回国 庫短期証券	40,000,000	99.97	39,991,740	99.97	39,991,740	—	2026年6 月8日	9.55
3	日本	国債証券	第1380回国 庫短期証券	40,000,000	99.82	39,930,519	99.82	39,930,519	—	2026年8 月10日	9.53
4	日本	国債証券	第1368回国 庫短期証券	30,000,000	99.96	29,988,644	99.96	29,988,644	—	2026年6 月15日	7.16
5	日本	国債証券	第1371回国 庫短期証券	30,000,000	99.92	29,978,481	99.92	29,978,481	—	2026年6 月29日	7.16
6	日本	国債証券	第1354回国 庫短期証券	30,000,000	99.90	29,971,704	99.90	29,971,704	—	2026年7 月10日	7.15
7	日本	国債証券	第1326回国 庫短期証券	30,000,000	99.81	29,943,144	99.81	29,943,144	—	2026年8 月20日	7.15
8	日本	国債証券	第1384回国 庫短期証券	30,000,000	99.77	29,932,830	99.77	29,932,830	—	2026年8 月31日	7.14
9	日本	国債証券	第1319回国 庫短期証券	25,000,000	99.87	24,968,456	99.87	24,968,456	—	2026年7 月21日	5.96

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	70.34
合計	70.34

②【投資不動産物件】

次世代A I 株式戦略ファンド

該当事項はありません。

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

次世代A I 株式戦略ファンド

該当事項はありません。

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

次世代A I 株式戦略ファンド

純資産総額(円)		基準価額 (円) (1口当たり)	
(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第1期計算期間末	(2025年11月10日)	56,662,817,061	56,662,817,061	1.2125	1.2125
第2期計算期間末	(2026年5月11日)	82,351,546,335	82,351,546,335	1.4276	1.4276
	2025年6月末日	12,309,894,208	—	1.0316	—
	7月末日	23,290,318,368	—	1.1086	—
	8月末日	33,619,783,222	—	1.1052	—
	9月末日	44,700,009,552	—	1.1847	—
	10月末日	57,557,670,893	—	1.2667	—
	11月末日	61,855,712,293	—	1.1999	—
	12月末日	67,188,058,185	—	1.2032	—
	2026年1月末日	69,174,722,952	—	1.1729	—
	2月末日	69,587,884,703	—	1.1602	—
	3月末日	63,345,824,674	—	1.0575	—
	4月末日	76,967,236,165	—	1.3236	—
	5月末日	88,536,248,055	—	1.5479	—

②【分配の推移】

次世代A I 株式戦略ファンド

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	2025年6月9日～2025年11月10日	0.0000円
第2期計算期間	2025年11月11日～2026年5月11日	0.0000円

③【収益率の推移】

次世代A I 株式戦略ファンド

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2025年6月9日～2025年11月10日	21.3
第2期計算期間	2025年11月11日～2026年5月11日	17.7

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

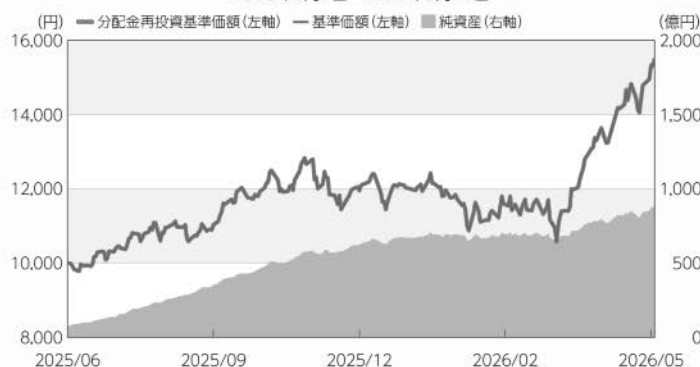
次世代A I 株式戦略ファンド

期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間	47,556,222,297	822,569,124
第2期計算期間	16,670,182,971	5,717,272,721

2026年5月29日現在

●基準価額・純資産の推移

2025年6月9日～2026年5月29日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年 5月	0円
2025年11月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	99.06%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.13%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

BNPパリバ・次世代AI関連株式マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
SKハイニックス	韓国	半導体・半導体製造装置	4.73%
エヌビディア	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.57%
アーム・ホールディングス	イギリス	半導体・半導体製造装置	3.80%
クラウドフレア	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.62%
コヒレント	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.52%
ルメンタム・ホールディングス	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.48%
アドバンスト・マイクロ・デバイセズ	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.39%
台達電子[デルタ・エレクトロニクス]	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.39%
ピアビ・ソリューションズ	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.24%
デジタルオーシャン・ホールディングス	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.14%

※比率はBNPパリバ・次世代AI関連株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年はファンドの設定日から年末まで、2026年は年初から5月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日にあたる日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける

場合は、決算日の基準価額とします。

- ・ 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日にあたる日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。

- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上 1 万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

内国投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

マザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2025 年 6 月 9 日から 2045 年 11 月 9 日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年 5 月 10 日から 11 月 9 日まで、11 月 10 日から翌年 5 月 9 日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより投資信託財産の純資産総額が 30 億円を下回ったとき、または組入れている投資信託証券が繰上償還となったときなど、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、a の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e b から d までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって b から d までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b a の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場

合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、a の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f b から e までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g a から f までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解

約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期計算期間（2025 年 11 月 11 日から 2026 年 5 月 11 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年7月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 松本 直也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小西 正毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「次世代AI株式戦略ファンド」の2025年11月11日から2026年5月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「次世代AI株式戦略ファンド」の2026年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【次世代A I 株式戦略ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (2025 年 11 月 10 日現在)	第 2 期 (2026 年 5 月 11 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	74,096,959	97,067,616
コール・ローン	1,110,184,842	1,183,485,827
投資信託受益証券	55,574,636,689	82,153,358,212
親投資信託受益証券	105,114,898	116,984,200
未収利息	13,839	22,859
流動資産合計	56,864,047,227	83,550,918,714
資産合計	56,864,047,227	83,550,918,714
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,936,942	755,695,264
未払受託者報酬	3,691,940	9,344,506
未払委託者報酬	169,829,202	429,847,310
その他未払費用	1,772,082	4,485,299
流動負債合計	201,230,166	1,199,372,379
負債合計	201,230,166	1,199,372,379
純資産の部		
元本等		
元本	*146,733,653,173	*157,686,563,423
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,929,163,888	24,664,982,912
（分配準備積立金）	5,485,953,926	17,710,900,300
元本等合計	56,662,817,061	82,351,546,335
純資産合計	*256,662,817,061	*282,351,546,335
負債純資産合計	56,864,047,227	83,550,918,714

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 自 2025 年 6 月 9 日 至 2025 年 11 月 10 日	第 2 期 自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日
営業収益		
受取利息	2, 115, 509	4, 694, 300
有価証券売買等損益	5, 771, 751, 587	13, 351, 090, 825
営業収益合計	5, 773, 867, 096	13, 355, 785, 125
営業費用		
受託者報酬	3, 691, 940	9, 344, 506
委託者報酬	169, 829, 202	429, 847, 310
その他費用	1, 772, 082	4, 485, 299
営業費用合計	175, 293, 224	443, 677, 115
営業利益又は営業損失（△）	5, 598, 573, 872	12, 912, 108, 010
経常利益又は経常損失（△）	5, 598, 573, 872	12, 912, 108, 010
当期純利益又は当期純損失（△）	5, 598, 573, 872	12, 912, 108, 010
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	112, 619, 946	171, 163, 176
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	9, 929, 163, 888
剰余金増加額又は欠損金減少額	4, 496, 401, 459	3, 179, 847, 585
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4, 496, 401, 459	3, 179, 847, 585
剰余金減少額又は欠損金増加額	53, 191, 497	1, 184, 973, 395
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53, 191, 497	1, 184, 973, 395
分配金	*1-	*1-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9, 929, 163, 888	24, 664, 982, 912

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第 2 期 自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2025 年 11 月 11 日から 2026 年 5 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (2025 年 11 月 10 日現在)	第 2 期 (2026 年 5 月 11 日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 46,733,653,173 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 57,686,563,423 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.2125 円 (10,000 口当たりの純資産額 12,125 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.4276 円 (10,000 口当たりの純資産額 14,276 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 2025 年 6 月 9 日 至 2025 年 11 月 10 日	第 2 期 自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日
*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収 A 2,159,963 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 5,483,793,963 円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 4,443,209,962 円 分配準備積立金額 D 0 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 9,929,163,888 円 収益額 当ファンドの期末残存 F 46,733,653,173 口 口数 10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 2,124 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 0 円 金額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0 円	*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収 A 4,877,492 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 12,736,067,342 円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 6,954,082,612 円 分配準備積立金額 D 4,969,955,466 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 24,664,982,912 円 収益額 当ファンドの期末残存 F 57,686,563,423 口 口数 10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 4,275 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 0 円 金額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第 1 期 自 2025 年 6 月 9 日 至 2025 年 11 月 10 日	第 2 期 自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第 1 期 (2025 年 11 月 10 日現在)	第 2 期 (2026 年 5 月 11 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 2025 年 6 月 9 日	第 2 期 自 2025 年 11 月 11 日
---------------------------	-----------------------------

至 2025 年 11 月 10 日	至 2026 年 5 月 11 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 2 期 自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 1 期 (2025 年 11 月 10 日現在)	第 2 期 (2026 年 5 月 11 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
設定元本額 7,702,027,738 円	期首元本額 46,733,653,173 円
期中追加設定元本額 39,854,194,559 円	期中追加設定元本額 16,670,182,971 円
期中一部解約元本額 822,569,124 円	期中一部解約元本額 5,717,272,721 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 1 期(自 2025 年 6 月 9 日 至 2025 年 11 月 10 日)

(単位 : 円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,771,636,689
親投資信託受益証券	114,898
合計	5,771,751,587

第 2 期(自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日)

(単位 : 円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	13,235,756,375
親投資信託受益証券	312,827
合計	13,236,069,202

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	日本円	B N P パリバ・次世代 A I 関連株式 ファンド（為替ヘッジなし）（	56, 203, 980, 442	82, 153, 358, 212	
	計	銘柄数：1	56, 203, 980, 442	82, 153, 358, 212	
		組入時価比率：99. 8%			100. 0%
	投資信託受益証券合計				82, 153, 358, 212
親投資信託受益証券	日本円	マネー・リクイディティ・マザーフ ファンド	116, 251, 814	116, 984, 200	
	計	銘柄数：1	116, 251, 814	116, 984, 200	
		組入時価比率：0. 1%			100. 0%
	親投資信託受益証券合計				116, 984, 200
合計				82, 270, 342, 412	

(注) 1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「マネー・リクイディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

マネー・リクイディティ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2025 年 11 月 10 日現在	2026 年 5 月 11 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			11,247,485	10,450,686
コール・ローン			168,519,559	127,418,794
国債証券			199,844,042	264,743,535
特殊債券			59,996,317	—
未収利息			83,145	2,461
流動資産合計			439,690,548	402,615,476
資産合計			439,690,548	402,615,476
負債の部				
流動負債				
流動負債合計			—	—
負債合計			—	—
純資産の部				
元本等				
元本		*1	438,294,462	400,107,899
剰余金				
剰余金又は欠損金（△）			1,396,086	2,507,577
元本等合計			439,690,548	402,615,476
純資産合計		*2	439,690,548	402,615,476
負債純資産合計			439,690,548	402,615,476

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 11 月 10 日現在	2026 年 5 月 11 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 438, 294, 462 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 400, 107, 899 口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0032 円 (10,000口当たりの純資産額 10,032 円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0063 円 (10,000口当たりの純資産額 10,063 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2025 年 6 月 9 日 至 2025 年 11 月 10 日	自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指

	に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。
--	---	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2025 年 11 月 10 日現在	2026 年 5 月 11 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

2025 年 11 月 10 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025 年 6 月 9 日
期首元本額	325, 416, 456 円
期首より 2025 年 11 月 10 日までの追加設定元本額	154, 637, 924 円
期首より 2025 年 11 月 10 日までの一部解約元本額	41, 759, 918 円
期末元本額	438, 294, 462 円
2025 年 11 月 10 日現在の元本の内訳（＊）	
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース	5, 686, 993 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース	30, 288, 124 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）円コース	751, 930 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）ユーロコース	2, 163, 911 円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジあり）	9, 078, 223 円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジなし）	152, 016, 226 円
高成長 A S E A N 小型株式ファンド	8, 744, 652 円
シン・インド割安成長株ファンド	63, 472, 229 円
アジア半導体関連フォーカスファンド	27, 518, 414 円
オール・カンントリー好配当リバランスオープン（資産成長型）	5, 927, 094 円
オール・カンントリー好配当リバランスオープン（年 4 回決算型）	27, 867, 062 円
次世代 A I 株式戦略ファンド	104, 779, 604 円

2026 年 5 月 11 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025 年 11 月 11 日
期首元本額	438, 294, 462 円
期首より 2026 年 5 月 11 日までの追加設定元本額	80, 705, 806 円
期首より 2026 年 5 月 11 日までの一部解約元本額	118, 892, 369 円
期末元本額	400, 107, 899 円
2026 年 5 月 11 日現在の元本の内訳（＊）	
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース	5, 686, 993 円

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース	30,288,124 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（1年決算型）円コース	751,930 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（1年決算型）ユーロコース	2,163,911 円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジあり）	5,594,346 円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジなし）	122,861,082 円
高成長ASEAN小型株式ファンド	4,162,896 円
シン・インド割安成長株ファンド	39,612,998 円
アジア半導体関連フォーカスファンド	42,234,315 円
オール・カンントリー好配当リバランスオープン（資産成長型）	8,412,833 円
オール・カンントリー好配当リバランスオープン（年4回決算型）	22,086,657 円
次世代AI株式戦略ファンド	116,251,814 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2025 年 11 月 10 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	—
特殊債券	12,644
合計	12,644

2026 年 5 月 11 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	—
合計	—

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第1307回国庫短期証券	40,000,000	39,992,912	
		第1319回国庫短期証券	25,000,000	24,957,764	
		第1326回国庫短期証券	30,000,000	29,930,832	
		第1354回国庫短期証券	30,000,000	29,959,608	

計	第 1 3 6 5 回国庫短期証券	40, 000, 000	39, 982, 740	
	第 1 3 6 6 回国庫短期証券	40, 000, 000	39, 976, 980	
	第 1 3 6 8 回国庫短期証券	30, 000, 000	29, 976, 692	
	第 1 3 7 1 回国庫短期証券	30, 000, 000	29, 966, 007	
	銘柄数：8	265, 000, 000	264, 743, 535	
	組入時価比率：65.8%		100. 0%	
合計			264, 743, 535	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としております。

以下の経理状況は、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの第 1 期計算期間は、約款第 34 条により、2025 年 6 月 10 日から 2026 年 4 月 15 日までとなっております
- （３）当ファンドは、第 1 期計算期間(2025 年 6 月 10 日から 2026 年 4 月 15 日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。
- （４）当ファンドは、2026 年 4 月 1 日をもって、 ファンド名称を「アクサ IM 次世代AI関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」から「BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」に変更いたしました。

1 財務諸表

BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

（単位：円）

第1期 2026年4月15日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	58,991,185
親投資信託受益証券	72,886,016,815
未収入金	120,000,000
流動資産合計	73,065,008,000
資産合計	73,065,008,000
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	7,655,163
未払委託者報酬	116,103,859
その他未払費用	274,988
流動負債合計	124,034,010
負債合計	124,034,010
純資産の部	
元本等	
元本	57,603,804,140
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,337,169,850
（分配準備積立金）	7,986,444,725
元本等合計	72,940,973,990
純資産合計	72,940,973,990
負債純資産合計	73,065,008,000

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		第 1 期
		自 2025 年 6 月 10 日
		至 2026 年 4 月 15 日
営業収益		
受取利息		159,465
有価証券売買等損益		8,257,016,815
営業収益合計		8,257,176,280
営業費用		
受託者報酬		13,455,463
委託者報酬		204,075,848
その他費用		671,000
営業費用合計		218,202,311
営業利益又は営業損失 (△)		8,038,973,969
経常利益又は経常損失 (△)		8,038,973,969
当期純利益又は当期純損失 (△)		8,038,973,969
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		52,529,244
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,469,205,144
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,469,205,144
剰余金減少額又は欠損金増加額		118,480,019
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		118,480,019
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—
分配金		—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		15,337,169,850

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 期
	自 2025 年 6 月 10 日
	至 2026 年 4 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 1 期 2026 年 4 月 15 日現在
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 1 期 2026 年 4 月 15 日現在
1. 期首元本額	7,620,000,000 円
期中追加設定元本額	50,913,794,873 円
期中一部解約元本額	929,990,733 円
2. 受益権の総数	57,603,804,140 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第 1 期 自 2025 年 6 月 10 日 至 2026 年 4 月 15 日
1. 分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 102,202,489 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 7,884,242,236 円 収益調整金額 7,350,725,125 円 分配準備積立金額 — 円 当ファンドの分配対象収益額 15,337,169,850 円 当ファンドの期末残存口数 57,603,804,140 口 1 万口当たり収益分配対象額 2,662.53 円 1 万口当たり分配金額 — 円 収益分配金金額 — 円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期
	自 2025 年 6 月 10 日
	至 2026 年 4 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 1 期
	2026 年 4 月 15 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 1 期
	2026 年 4 月 15 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	8,196,835,199
合計	8,196,835,199

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 2026年4月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2663円 (12,663円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	BNPパリバ・次世代AI関連株式マザーファンド	57,223,849,270	72,886,016,815	
親投資信託受益証券 合計		57,223,849,270	72,886,016,815	
合計			72,886,016,815	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「BNPパリバ・次世代AI関連株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

また、「アクサIM 次世代AI関連株式マザーファンド」は、2026年4月1日をもって、ファンド名称を「BNPパリバ・次世代AI関連株式マザーファンド」に変更いたしました。

BNPパリバ・次世代AI関連株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2026年4月15日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	1,237,015,887
コール・ローン	996,747,818
株式	70,760,052,244
未収配当金	11,934,589
流動資産合計	73,005,750,538
資産合計	73,005,750,538
負債の部	
流動負債	
未払解約金	120,000,000
流動負債合計	120,000,000
負債合計	120,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	57,223,849,270
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	15,661,901,268
元本等合計	72,885,750,538
純資産合計	72,885,750,538
負債純資産合計	73,005,750,538

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025 年 6 月 10 日 至 2026 年 4 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	組入有価証券（株式）については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 1. 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の最終相場もしくは当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 2. 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 3. 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第 61 条に基づき外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産総額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2026 年 4 月 15 日現在
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2026年4月15日現在
1. 開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,610,000,000 円
同期中追加設定元本額	50,471,848,580 円
同期中一部解約元本額	857,999,310 円
元本の内訳	
ファンド名	
BNPパリバ・次世代AI関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	57,223,849,270 円
計	57,223,849,270 円
2. 受益権の総数	57,223,849,270 口

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年6月10日 至 2026年4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当該親投資信託は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当該親投資信託が保有する主な金融資産は株式であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的で利用しています。投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年4月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2026 年 4 月 15 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	6,908,772,337
合計	6,908,772,337

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2025 年 6 月 10 日から 2026 年 4 月 15 日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2026 年 4 月 15 日現在
1口当たり純資産額	1.2737 円
(1万口当たり純資産額)	(12,737 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	アドバンテスト	56,200	27,585.000	1,550,277,000	
日本円 小計		56,200		1,550,277,000	
アメリカ・ドル	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	20,086	214.110	4,300,613.46	
	JFROG LTD	193,742	44.360	8,594,395.12	
	ADVANCED MICRO DEVICES	38,698	255.070	9,870,698.86	
	ALPHABET INC-CL C	47,069	330.580	15,560,070.02	
	AMAZON.COM INC.	44,896	249.020	11,180,001.92	
	APPROVIN CORP-CLASS A	17,558	433.510	7,611,568.58	
	ARM HOLDINGS PLC-ADR	66,945	161.220	10,792,872.90	
	ASTERA LABS INC	47,766	170.600	8,148,879.60	
	AXON ENTERPRISE INC	4,074	380.860	1,551,623.64	
	BROADCOM INC	42,737	380.780	16,273,394.86	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	36,334	168.510	6,122,642.34	
	CADENCE DESIGN SYS INC	26,327	292.370	7,697,224.99	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	12,065	511.360	6,169,558.40	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	93,862	178.650	16,768,446.30	
	COHERENT CORP	55,188	313.420	17,297,022.96	
	DIGITALOCEAN HOLDINGS	122,321	73.450	8,984,477.45	

	INC				
	META PLATFORMS INC- CLASS A	16,336	662.490	10,822,436.64	
	GE VERNOVA INC	9,163	987.500	9,048,462.50	
	LAM RESEARCH CORP	44,465	272.410	12,112,710.65	
	LUMENTUM HOLDINGS INC	23,894	852.790	20,376,564.26	
	MICROSOFT CORP	7,827	393.110	3,076,871.97	
	MICRON TECHNOLOGY INC	13,107	465.660	6,103,405.62	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,941	1,363.420	6,736,658.22	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	17,741	440.080	7,807,459.28	
	NVIDIA CORP	125,964	196.510	24,753,185.64	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	75,883	135.700	10,297,323.10	
	PROCEPT BIOROBOTICS CORP	107,860	24.590	2,652,277.40	
	RECURSION PHARMACEUTICALS-A	720,090	3.540	2,549,118.60	
	ROBINHOOD MARKETS INC - A	53,211	79.090	4,208,457.99	
	ROBLOX CORP -CLASS A	34,310	58.300	2,000,273.00	
	SERVICENOW INC	48,186	87.790	4,230,248.94	
	SHOPIFY INC - CLASS A	61,603	117.640	7,246,976.92	
	SITIME CORP	22,471	446.040	10,022,964.84	
	SNOWFLAKE INC	29,391	135.470	3,981,598.77	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	30,869	379.890	11,726,824.41	
	TERADYNE INC	26,821	365.510	9,803,343.71	
	TESLA, INC.	19,065	364.200	6,943,473.00	
	UPSTART HOLDINGS INC	72,764	29.530	2,148,720.92	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	48,278	310.510	14,990,801.78	
	VIAVI SOLUTIONS INC	537,004	40.780	21,899,023.12	
	ZETA GLOBAL HOLDINGS CORP-A	208,389	16.200	3,375,901.80	
アメリカ・ドル 小計		3,229,301		375,838,574.48 (59,724,507,871)	
ユーロ	ASM INTERNATIONAL NV	11,884	752.800	8,946,275.20	
	ASML HOLDING NV	6,049	1,284.200	7,768,125.80	
ユーロ 小計		17,933		16,714,401.00 (3,132,111,603)	
韓国・ウォン	SK HYNIX INC	17,938	1,103,000.000	19,785,614,000.00	
韓国・ウォン 小計		17,938		19,785,614,000.00 (2,135,362,391)	
香港・ドル	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	384,100	124.500	47,820,450.00	
	BILIBILI INC-CLASS Z	126,300	189.500	23,933,850.00	
	UBTECH ROBOTICS CORP LTD-H	229,279	106.700	24,464,069.30	

香港・ドル 小計		739,679		96,218,369.30 (1,951,308,529)	
台湾・ドル	DELTA ELECTRONICS INC	258,000	1,750.000	451,500,000.00	
台湾・ドル 小計		258,000		451,500,000.00 (2,266,484,850)	
合計		4,319,051		70,760,052,244 (69,209,775,244)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 41 銘柄	81.9	84.4
ユーロ	株式 2 銘柄	4.3	4.4
韓国・ウォン	株式 1 銘柄	2.9	3.0
香港・ドル	株式 3 銘柄	2.7	2.8
台湾・ドル	株式 1 銘柄	3.1	3.2

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

次世代A I 株式戦略ファンド

(2026 年 5 月 29 日現在)

I 資産総額	89,353,602,182円
II 負債総額	817,354,127円
III 純資産総額 (I - II)	88,536,248,055円
IV 発行済数量	57,197,855,235口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.5479円

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

(2026 年 5 月 29 日現在)

I 資産総額	448,895,879円
II 負債総額	29,932,830円
III 純資産総額 (I - II)	418,963,049円
IV 発行済数量	416,203,834口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0066円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年5月末日現在）

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年3月14日	1億円（60億284千円）

(2) 委託会社の機構（2026年5月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2026年5月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	135	20,424
追加型公社債投資信託	1	4,063
単位型株式投資信託	34	682
単位型公社債投資信託	11	154
合計	181	25,324

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本 直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小西 正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,765,684	14,478,873
有価証券	73,110	2,096
未収委託者報酬	2,072,469	3,748,130
未収運用受託報酬	15,446	133,174
未収投資助言報酬	11,876	11,876
前払費用	153,984	193,646
未収収益	30,236	39,693
短期差入保証金	—	126,102
その他の流動資産	12,726	12,818
流動資産合計	17,135,533	18,746,412
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 160,120	※ 121,058
器具備品	※ 13,847	※ 31,245
有形固定資産合計	173,967	152,303
無形固定資産		
ソフトウェア	12,536	13,103
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	14,659	15,226
投資その他の資産		
投資有価証券	1,230,152	1,566,077
長期差入保証金	252,245	126,142
前払年金費用	83,267	103,024
関係会社株式	—	177,217
その他の関係会社有価証券	—	610,818
その他	480	2,474
投資その他の資産合計	1,566,145	2,585,753
固定資産合計	1,754,772	2,753,283
資産合計	18,890,306	21,499,695

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	28,552	39,779
前受収益	—	259
未払金	1,179,355	2,029,643
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	1,163,520	1,996,265
その他未払金	10,833	28,377
未払費用	237,473	385,762
未払法人税等	452,663	523,453
未払消費税等	134,264	132,929
未払配当金	200,000	—
賞与引当金	90,000	120,000
資産除去債務	—	61,446
流動負債合計	2,322,310	3,293,274
固定負債		
退職給付引当金	228,723	207,299
役員退職慰労引当金	9,360	11,240
資産除去債務	95,344	30,647
繰延税金負債	114,869	86,516
長期預り敷金保証金	—	2,831
固定負債合計	448,297	338,534
負債合計	2,770,607	3,631,809
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,960,947	5,704,802
利益剰余金合計	4,140,777	5,884,632
株主資本合計	15,707,845	17,451,700
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	411,853	416,185
評価・換算差額等合計	411,853	416,185
純資産合計	16,119,698	17,867,886
負債・純資産合計	18,890,306	21,499,695

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	13,077,482	16,255,417
運用受託報酬	37,259	225,098
投資助言報酬	27,565	27,600
その他営業収益	14,575	12,574
営業収益合計	13,156,882	16,520,690
営業費用		
支払手数料	7,012,057	8,714,828
広告宣伝費	103,154	106,388
公告費	15	50
受益権管理費	15,855	15,852
調査費	1,619,742	2,253,559
調査費	284,587	324,333
委託調査費	1,335,154	1,929,226
委託計算費	297,339	326,764
営業雑経費	351,339	468,501
通信費	64,085	64,383
印刷費	167,468	159,612
諸経費	57,894	136,536
協会費	5,753	6,316
諸会費	3,237	6,167
業務委託費	52,899	95,486
営業費用合計	9,399,503	11,885,945
一般管理費		
給料	1,159,164	1,235,480
役員報酬	76,130	85,177
給料・手当	1,079,034	1,138,802
賞与	4,000	11,500
交際費	1,852	1,890
寄付金	22,830	21,266
旅費交通費	14,822	15,545
租税公課	15,014	60,742
不動産賃借料	253,559	254,039
賞与引当金繰入	90,000	119,600
退職給付費用	9,770	15,532
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,880
固定資産減価償却費	25,220	56,316
諸経費	355,125	450,603
一般管理費合計	1,949,229	2,232,897
営業利益	1,808,149	2,401,847

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	44,774	54,030
受取利息	13,725	64,816
有価証券利息	4,822	—
投資事業組合運用益	—	7,415
雑益	5,531	5,500
営業外収益合計	68,853	131,763
営業外費用		
固定資産除却損	0	1,834
為替差損	9	217
投資事業組合運用損	—	707
雑損	0	1
営業外費用合計	9	2,761
経常利益	1,876,993	2,530,849
特別利益		
有価証券償還益	—	23,251
投資有価証券売却益	2,082	—
投資有価証券償還益	17,403	28,142
為替差益	294	—
特別利益合計	19,779	51,393
特別損失		
有価証券償還損	36	—
投資有価証券売却損	6,588	2,500
投資有価証券償還損	1,752	—
特別損失合計	8,376	2,500
税引前当期純利益	1,888,396	2,579,743
法人税、住民税及び事業税	645,087	866,918
法人税等調整額	4,776	△ 31,030
法人税等合計	649,863	835,887
当期純利益	1,238,532	1,743,855

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他	利益剰余金 合計				
					利益剰余金 繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	—	—	—	—	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698
当期変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					1,743,855	1,743,855	1,743,855			1,743,855
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								4,332	4,332	4,332
当期変動額合計	—	—	—	—	1,743,855	1,743,855	1,743,855	4,332	4,332	1,748,187
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	5,704,802	5,884,632	17,451,700	416,185	416,185	17,867,886

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 86,516 千円

上記の繰延税金負債 86,516 千円は、繰延税金資産 213,088 千円と繰延税金負債 299,604 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

有形固定資産の耐用年数と資産除去債務の見積りの変更

2026 年 12 月末をもって本社事務所の賃借期間が満了となりますが、区画を縮小して更新することを当事業年度において決定いたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産の耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。加えて、不動産賃貸契約に基づく原状回復に係る費用については、当事業年度において履行時期を見直し、返却区画については、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上完了するように、また継続利用区画についても履行時期を見直すとともに、原状回復費用の新たな情報に基づきその見積りを変更しております。

これらの影響により、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費等が 23,145 千円増加し、当事業年度の営

業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。また、この見積りの変更による資産除去債務の減少額 4,275 千円を資産除去債務残高から減額しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
建物	98,870 千円	133,764 千円
器具備品	129,597 "	81,150
		"
計	228,468 "	214,915 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	577,400	—	—	577,400
A 種優先株式 (株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式 (株)	—	—	—	—
A 種優先株式 (株)	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	利益剰余金	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年以内	252,205	189,153
1年超	189,153	—
合計	441,359	189,153

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1, 114, 461	1, 114, 461	—
(2) 長期差入保証金	252, 245	204, 580	△ 47, 664

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	115, 691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	2, 096	2, 096	—
(2) 投資有価証券	1, 450, 386	1, 450, 386	—
(3) 長期差入保証金	126, 142	81, 893	△ 44, 249

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」、「短期差入保証金」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリー

ーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691
関係会社株式	177,217

非上場株式及び関係会社株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

投資事業有限責任組合への出資等（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第4項(1)に定める事項を注記していません。

なお、貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資等	610,818

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	673,118	441,343	—	1,114,461

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	204,580	—	204,580

当事業年度（2026年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	2,096	—	2,096
投資有価証券	662,123	788,263	—	1,450,386

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	81,893	—	81,893

（注1）金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,765,684	—	—	—
未収委託者報酬	2,072,469	—	—	—
未収運用受託報酬	15,446	—	—	—
未収投資助言報酬	11,876	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	—	—	—	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,478,873	—	—	—
未収委託者報酬	3,748,130	—	—	—
未収運用受託報酬	133,174	—	—	—
未収投資助言報酬	11,876	—	—	—
短期差入保証金	126,102	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	2,096	615,899	9,773	84,570
長期差入保証金	—	—	—	126,142
合計	18,500,253	615,899	9,773	210,712

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	673,118	81,624	591,493
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	381,166	322,000	59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	133,287	146,407	△13,120
小計		133,287	146,407	△13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

(注) 市場価格のない株式等(非上場株式等)は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	662,123	81,429	580,693
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	721,366	653,677	67,689
小計		1,383,489	735,107	648,382
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	68,992	72,825	△3,833
小計		68,992	72,825	△3,833
合計		1,452,482	807,932	644,549

(注) 市場価格のない株式等(非上場株式等)は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	21,403	—	2,500
合計	21,403	—	2,500

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。また、当事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	461,310	379,042
勤務費用	34,013	31,214
利息費用	3,413	5,950
数理計算上の差異の発生額	△17,114	△35,160
退職給付の支払額	△102,581	△70,823
退職給付債務の期末残高	379,042	310,223

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	368,298	323,663
期待運用収益	1,841	1,618
数理計算上の差異の発生額	△15,099	25,115
事業主からの拠出額	13,649	12,461
退職給付の支払額	△45,026	△37,132
年金資産の期末残高	323,663	325,725

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	181,430	147,900
年金資産	△323,663	△325,725
	△142,232	△177,825
非積立型制度の退職給付債務	197,611	162,322
未積立退職給付債務	55,379	△15,502
未認識数理計算上の差異	90,076	119,777
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,455	104,275
退職給付引当金	228,723	207,299
前払年金費用	△83,267	△103,024
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,455	104,275

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
勤務費用	34,013	31,214
利息費用	3,413	5,950
期待運用収益	△1,841	△1,618
数理計算上の差異の費用処理額	△35,804	△30,575
確定給付制度に係る退職給付費用	△218	4,971

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
株式	43.1%	44.8%
一般勘定	20.7%	19.7%
債券	21.5%	23.8%
その他	14.7%	11.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
割引率	1.57%	2.62%
長期期待運用収益率	0.50%	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 11,041 千円、当事業年度 10,951 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	81,036	73,446
役員退職慰労引当金	3,316	3,982
賞与引当金	31,131	42,516
その他有価証券評価差額金	4,648	1,358
投資有価証券評価損	11,790	3,607
資産除去債務	33,780	32,628
未払事業税	41,892	53,437
減価償却費超過額	—	6,455
その他	11,144	13,527
繰延税金資産小計	218,739	230,959
評価性引当額	△ 40,209	△ 17,871
繰延税金資産の合計	178,529	213,088
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 230,334	△ 229,722
未収配当金	△ 7,494	△ 11,179
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,068	△ 22,201
前払年金費用	△ 29,501	△ 36,501
繰延税金負債の合計	△ 293,399	△ 299,604
繰延税金資産(負債)の純額	△ 114,869	△ 86,516

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
法定実効税率	—	34.59%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△ 0.12%
住民税均等割	—	0.15%
税額控除	—	△ 1.25%
評価性引当額の増減	—	△ 0.87%
その他	—	△ 0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	32.40%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

2025 年 8 月 19 日開催の取締役会にて、投資事業組合の組成・運用等を行う S B I 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）及び同社が無限責任組合員として運営する O C P 1 号投資事業有限責任組合並びに O C P 2 号投資事業有限責任組合の株式及び出資持分を取得することを決議し、2025 年 9 月 30 日付で当該譲渡手続きが完了し、当該会社等を子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	事業の内容
S B I 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）	投資事業組合の組成・運用等
O C P 1 号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業
O C P 2 号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業

(2) 企業結合を行った主な理由

ベンチャーキャピタル事業における豊富な実績と専門性を活用し、事業領域のさらなる拡充と競争力を強化するため。

(3) 企業結合日

2025 年 9 月 30 日

(4) 企業結合の法的形式

金銭を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

S B I 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社は、10 月 1 日付で岡三キャピタルパートナーズ株式会社から商号を変更しております。

O C P 1 号投資事業有限責任組合並びに O C P 2 号投資事業有限責任組合については、企業結合前後において名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

S B I 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社

100%取得

O C P 1 号投資事業有限責任組合

取得した出資持分比率 99.5%

O C P 2 号投資事業有限責任組合

取得した出資持分比率 99.5%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が金銭を対価として株式及び出資持分を取得したことによります。

2. 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

S B I 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社

取得の対価（金銭）177,217 千円

取得原価 同上

O C P 1 号投資事業有限責任組合

取得の対価（金銭）461,305 千円

取得原価 同上

O C P 2 号投資事業有限責任組合

取得の対価（金銭）235,194 千円

取得原価 同上

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度

本店事務所のうち 2026 年 12 月末返却区画については、残存使用見込期間を 9 か月とし、割引率は国債の利回りを参考に 0.985%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。また、継続使用区画については、使用見込期間を 2026 年 3 月から 15 年と見積り、割引率は国債の利回りを参考に 2.923%を使用して計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
期首残高	94,372	95,344
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	972	1,025
資産除去債務の履行による減少額	—	—
見積りの変更による増加額	—	△ 4,275
期末残高	95,344	92,094

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

当事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	16,255,417
運用受託報酬	225,098
投資助言報酬	27,600
その他営業収益	12,574
合計	16,520,690

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

	(単位：千円)
未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

当事業年度

	(単位：千円)
未収委託者報酬	3,748,130
未収運用受託報酬	133,174
未収投資助言報酬	11,876
合計	3,893,181

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	4,281,619	未払手数料	813,246

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 岡三証券 グループ	東京都 中央区	18,589,100	証券業	(被所有) 直接 49.0%	株式の取得	株式の取得 (注2)	177,217	関係会社株式	177,217
						出資持分の取得	出資持分の取得 (注2)	696,499	その他関係 会社有価 証券	610,818

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	5,188,864	未払手数料	1,155,311

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 支払手数料については、過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
(2) 株式及び出資持分の取得価額については、企業価値を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
SBIアセットマネジメントグループ株式会社（非上場）
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	14,238 円 74 銭	15,782 円 94 銭
1 株当たり当期純利益金額	1,094 円 01 銭	1,540 円 37 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
当期純利益金額	1,238,532 千円	1,743,855 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,238,532 千円	1,743,855 千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101 株	1,132,101 株

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	16,119,698 千円	17,867,886 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	16,119,698 千円	17,867,886 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (うち A 種優先株式)	1,132,101 株 (554,701 株)	1,132,101 株 (554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

退職給付制度の改定

当社は、2026 年 7 月 1 日付で退職給付制度の改定を行い、現行の確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度で構成していた退職給付制度から確定拠出年金制度のみ退職給付制度への移行を予定しております。これに伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号 平成 28 年 12 月 16 日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 2 号 平成 19 年 2 月 7 日)を適用する予定であります。影響額については現在算定中であります。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

2025年9月30日付で定款の変更（目的の変更）を行いました。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

次世代 AI 株式戦略ファンド

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 別に定める投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の取引所に上場している次世代 AI 関連企業の株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
なお、次世代 AI とは、高度な能力を備え、進化する AI 技術を指します。
- ② ポートフォリオの構築にあたっては、組入候補銘柄から、企業調査などにより、中長期的な業績拡大によって株価上昇が見込まれる銘柄を選定します。
- ③ 内国証券投資信託の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

年 2 回、5 月および 11 月の各月の 9 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、親投資信託の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 次世代 AI 株式戦略ファンド 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から 2045 年 11 月 9 日まで、または第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加

の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 28 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1

項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により

分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 28 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 5 月 10 日から 11 月 9 日まで、11 月 10 日から翌年 5 月 9 日までとします。なお、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2025 年 11 月 10 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日としま

す。

（投資信託財産に関する報告等）

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 117.5 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と親投資信託の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項におけるみなし配当等収益とは、親投資信託の投資信託財産にかかる配当等収益の額に

親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 34 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 34 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託

のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 34 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとします。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日(別に定める日を除きます。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより投資信託財産の純資産総額が 30 億円を下回ったとき、または組入れている投資信託証券が繰上償還となったときなど、やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益

権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方

法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第 45 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託期間の延長）

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 49 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2025 年 6 月 9 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

付表

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および投資信託約款第 17 条第 1 項に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・内国証券投資信託
BNPパリバ・次世代 AI 関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・親投資信託
マネー・リクイディティ・マザーファンド

2. 別に定める日

投資信託約款第13条第1項、第36条第1項および同条第6項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日にあたる日

なお、「別に定める投資信託証券」および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2026 年 5 月 11 日現在)

マネー・リクイディティ・マザーファンド

運用の基本方針

約款第 16 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
- ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2 格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。